

改正種苗法に関するQ & A（未定稿）

令和4年3月版

このQ & Aは、令和2年12月の「種苗法の一部を改正する法律」の成立後、これまでにいただいた新たな品種手続や判定制度等の御質問について、考え方を取りまとめ掲載するものです。

お問い合わせ先：
農林水産省輸出・国際局知的財産課
電話：03-6738-6443

目 次

(1) 願書に記載しなければならない重要な形質（必須形質）について

- (質問 1) 願書に原則記載しなければならない必須形質のうち、出願者が調査ができないものについてはどのように対応すればよいのか。..... 1
- (質問 2) UPOV テストガイドラインになく日本の審査基準だけに含まれる形質が必須形質となれば、その形質について海外からの出願者も出願時に形質の値の記載が義務となるのか。..... 1
- (質問 3) 願書に記載できない必須形質があった場合、そのような必須形質についても審査において栽培試験などによって調査されるのか。..... 1
- (質問 4) 願書に特性を記載するに当たって、階級値だけでなく計測データも必要か。.. 1
- (質問 5) 説明書に記載するすべての重要な形質について必ず裏付けデータの提出が必要か。..... 1
- (質問 6) 出願者が対照品種を選定して出願時のデータとして提出する必要があるとしながら、国が改めて対照品種を選定して特性を調査するのは、2 度手間ではないか。 1

(2) 選択形質について

- (質問 7) 出願時に願書に選択形質を記載するかどうかによって、品種登録後の育成者権侵害立証のための手段に影響はあるか。..... 1
- (質問 8) 選択形質とはどのようなものをいうのか。必須形質・選択形質は、いつ、どのように公表されるのか。..... 2
- (質問 9) これまで植物種類別審査基準の特性表における記号欄に(*)で掲載されていた形質は、今後どのような扱いになるのか。(*) が必須形質、その他の形質が選択形質ということか。(審査基準による網掛け形質項目のうち(*) がついていない項目の扱いは、今後は出願者の希望無ければ不要か) 2
- (質問 10) 重要な形質に含まれないものを選択形質として願書に記載することは可能か。選択形質に該当しないとしても、参考として願書に記載することは可能か。.. 2
- (質問 11) 「選択形質」として、ある形質に関する DNA マーカーや遺伝子マーカーを願書に記載すること可能か。..... 2
- (質問 12) 出願の際に、耐病性等の特性や表現型を詳しく書いた場合、その形質の審査手数料を払わないといけないのか。手数料を払いたくないために、記載しないということは可能なのか。..... 3
- (質問 13) 栽培試験により選択形質が調査された場合、その調査結果（測定データ等）は提供してもらえるのか。出願者がこれを使用することは可能か。..... 3

(3) 願書の記載に用いるフォーマット等について

- (質問 14) 出願者が必須形質や選択形質を記載するための特性表は用意してほしい。.. 3
- (質問 15) 今回の改正に伴い、重要な形質や審査基準は改正されるか。..... 3

(4) 出願者提出資料による特別調査形質の調査について

- (質問 16) 特別調査形質については、適切なものと認められる場合には提出された資料に基づき審査し、追加手数料は必要ないとのことだが、具体的に、どのようなレベルのもので、どのような要件が満たされれば適切と判断されるのか。適切な試験実施マニュアル等は公表されるのか。..... 3
- (質問 17) 病害抵抗性について出願者が裏付けとなる資料を出す場合、根拠となる試験は遺伝子による試験やバイオアッセイによるものがあると思われますがその指定はされるのでしょうか？ 3
- (質問 18) 特別調査形質に関する資料が適切なものと認められた場合であっても、例えば抵抗性ありとしていた病害について通常の栽培試験の中で罹患したことが発覚するなど、裏付け資料と異なる特性が観察されれば、病害抵抗性についても栽培試験をする必要が生じるのか。特定の環境下で病害抵抗性が打破されたという場合はどうか。 4

(5) 特性調査の方法（栽培試験又は現地調査）について

- (質問 19) 栽培試験か現地調査かを出願者が選択することは可能か。 4
- (質問 20) 栽培試験と現地調査の両方を行うこともあるのか。 4
- (質問 21) 現地調査を農水省が行う場合と農研機構が行う場合で何が違いはあるのか。どちらが行うかを出願者が選択できるのか。 4
- (質問 22) 栽培試験を行うことが確実な品目については出願時に任意に種子を提出することで円滑な審査が可能ということだが、栽培試験を行うことが確実な品目とはどのようなものか。一覧表は公表されるのか。公表される場合、いつ頃か。 4
- (質問 23) 農研機構における栽培試験の実施が困難で、現地調査が行われてきた植物については、令和 4 年 4 月以降も現地調査が認められるのか。 5
- (質問 24) 農研機構で実施される栽培試験について、特性が発現しやすい時期に出願者が栽培状況を見せてもらうことは可能か。 5
- (質問 25) 栽培試験を行ったが区別性等の判断が困難であった場合に追加手数料を徴収して追加の栽培試験を行うとのことであるが、出願者は栽培試験における測定値や試験結果を教えてもらえるのか。 5
- (質問 26) 現地調査において農水省又は農研機構の職員が現地に赴く回数は通常 2 回程度とのことだが、年に 2 回ということか、2 年にわたり調査をするということか。 5
- (質問 27) 栽培試験又は現地調査の代わりに、海外での審査結果を用いて審査をすることも可能か。その場合の手数料や満たすべき条件はどういったものか。 5
- (質問 28) 果樹の場合、今までは現地調査が主体だったが、今後は栽培試験が必須となるのか。(将来的には栽培試験に移行していくということか。) 5
- (質問 29) 果樹について栽培試験を行う場合、費用の負担が大きくなり、登録までの年数も長くなるが、現地調査の要件を満たすことを願書に記載すれば、現地調査が認められるのか。また、栽培試験による審査をすると通知された後に、現地調査に変更するよう求めることはできないのか。 6
- (質問 30) 果樹について栽培試験を行う場合は、穂木を提出することになるのか。苗木か。対照品種については、農研機構で用意するのか。 6
- (質問 31) 栽培試験の試験期間が複数年となる果樹等の場合、選択形質に対応する手数料も複数年分必要となるのか。 6

(質問 32) キノコについて栽培試験の手数料が 42 万 4000 円と設定されているが、農研機構においてキノコの栽培試験を実施するのか。	5
--	---

(6) 審査手数料について

(質問 33) 審査手数料の導入により、品種登録に必要な費用が上がり負担感が大きい。 6	
(質問 34) 審査手数料について、特許のような減免制度は導入しないのか。	6
(質問 35) 現地調査の費用（職員が赴くたびに 4 万 5000 円）の根拠は。	6
(質問 36) 現地調査を実施する場所によって、審査手数料は変わるのか	7
(質問 37) 審査手数料の納付先、納付期限、納付方法について教えて欲しい。	7
(質問 38) 出願から、手数料の納付通知が送付されるまでの目安を教えて欲しい。	7
(質問 39) A、B による共同出願の場合、A のほ場で現地調査を行い、B が手数料の納付を行うといった対応は可能か。	7

(7) 登録料について

(質問 40) 令和 4 年 3 月 31 日以前に登録された品種についても登録料は引き下げられるのか。	7
(質問 41) 登録料の納付は 1 年ごとでいいのか、一括して納付することもできるのか。また、一括して納付した後に、育成者権を放棄する場合、納付済みの登録料は返還されるのか。	7
(質問 42) 新品種の価値は年々下がるものであるが、10 年目以降に登録料が増加してしまうと、育成者権者は利益を上げることが困難になるのではないか。	7

(8) 訂正制度について

(質問 43) 農林水産省への訂正請求はどのように行えばよいのか。郵送でよいのか。	8
(質問 44) 訂正請求の際に提出する裏付け資料は、出願時に提出する裏付け資料と同じもので良いのか。あるいは、さらに別の側面から主張の妥当性を補強するような資料である必要があるのか。	8
(質問 45) 審査特性の通知から 30 日以内に訂正を求めない場合、通知の 30 日後に自動的に品種登録されるのか、あるいは、30 日経過後、所定の手続きを経て品種登録されるのか。また、仮に、期間中に訂正請求をしない旨を連絡すれば、品種登録までの期間は短縮されるのか。	8

(9) 特性表（審査特性）の公表について

(質問 46) 特性表（審査特性）は品種登録簿に記載される以外の方法では公表されないのか。また、令和 4 年 3 月 31 日以前に登録された登録品種の特性表（審査特性）もインターネットで公表されるのか。	8
(質問 47) 品種登録簿に記載され、インターネットで公表される特性表（審査特性）には、当該品種の特性のみ掲載されるのか。比較された対照品種の特性は掲載されないのか。	8
(質問 48) 特性表（審査特性）には階級値のほかに測定データ等も掲載されるのか。出	

願者が出願時に裏付け資料として提出したデータも特性表（審査特性）と併せて公表されるのか。	9
（質問 49）品種登録後に選択形質に係る特性が判明した場合、特性表（審査特性）に当該特性を追加されるのか。	9

（10）判定制度（特性表による推定規定）について

（質問 50）特性表（審査特性）との比較による推定とはどういう意味か。（誰が推定をするのか。）	9
（質問 51）これまで、作物種によっては、重要な形質が改正されることがあったが、そういった作物種ではどのように特性表（審査特性）との比較を行うのか？比較可能な特性のみで比較、推定を行うのか。	9
（質問 52）特性表（審査特性）のみで比較した場合、栽培環境によって正しい特性が表れておらず、侵害立証を正しく出来るか不安を感じる。特性表との比較であっても時間をかけて正しい判断をできるような仕組みはあるのか。	9
（質問 53）特性表（審査特性）による推定規定は、登録品種の取消しの場面でも適用されるのか。例えば、登録品種 A との類似を疑われた一般品種 B について、A と審査特性により明確に区別されず、かつ A の出願以前から栽培されていたことが証明された場合、A が登録を取り消されることがあり得るか。	10
（質問 54）推定規定を利用して侵害かどうか判別するよりも DNA を使えば簡単に判別できるのではないかと	10
（質問 55）登録品種の特性表（審査特性）と侵害疑義品種で差が見られないが、DNA で一部差があるという場合、推定はされるのか。	10

（11）判定制度について

（質問 56）判定制度を利用する場合、侵害疑義品種（判定対象品種）の特性値を得るため、植物体の収集が必要になるとのことだが、判定請求者（育成者権者）が自ら発見し収集した侵害疑義品種のサンプルによる判定も認められるのか。品種保護 G メン等への寄託は不要か。	11
（質問 57）令和 4 年 3 月 31 日以前に出願された登録品種についても、判定の請求をすることはできるか。	11
（質問 58）仮保護期間の品種について判定の請求をすることはできるか。	11
（質問 59）侵害疑義品種が品種登録出願されず、勝手に栽培・販売されている場合には、判定制度は利用できるか。	11
（質問 60）判定制度で栽培試験あるいは現地調査が必要と判断された場合、請求を取り下げることは可能か。	11

（12）その他

（質問 61）審査の充実により、特性表（審査特性）の質の向上のみならず、海外での品種登録における審査結果の活用・品種登録の迅速化も期待されるとのことだが、日本の特性表は海外のどの国にも通用するものなのか。日本の審査結果を使用して海外で登録された実績はあるのか。また、今後増えていくのか。	11
（質問 62）海外持出制限がされた品種の青果物が輸入された場合、即、輸入禁止措置等	

をとれるのか。	12
(質問 63) 種苗の利用条件（海外持出制限、国内栽培地域の制限）については、購入時の表示を確認する以外には個別に育成者権者に問い合わせるしかないか。	12

質問	農林水産省の考え
(1) 願書に記載しなければならない重要な形質（必須形質）について	
(質問1) 願書に原則記載しなければならない必須形質のうち、出願者が調査ができないものについてはどうに対応すればよいのか。	・例えば、栽培環境によっては発現しない必須形質があるなど、出願者において調査が困難な事情がある場合についてまで、必ず記載を求めるものではありません。
(質問2) UPOV テストガイドラインになく日本の審査基準だけに含まれる形質が必須形質となれば、その形質について海外からの出願者も出願時に形質の値の記載が義務となるのか。	・海外からの出願者においても、日本で必須形質とされているものについては原則願書に記載いただくことになります。ただし、出願者において調査が困難な事情がある場合にまで全ての記載を求めるものでないことは、(質問1)の回答のとおりです。
(質問3) 願書に記載できない必須形質があった場合、そのような必須形質についても審査において栽培試験などによって調査されるのか。	・願書に記載できない必須形質があった場合であっても、審査における栽培試験や現地調査によってその必須形質を調査することとなります。
(質問4) 願書に特性を記載するに当たって、階級値だけでなく計測データも必要か。	・願書（説明書）には、階級値を記載いただくことになります。もっとも、添付資料として、階級値を裏付ける資料も提出いただく必要がありますので、写真や計測データ等を添付いただくことになります。
(質問5) 説明書に記載するすべての重要な形質について必ず裏付けデータの提出が必要か。	・説明書に記載する重要な形質については、裏付け資料を提出いただく必要があります。裏付け資料としては、説明書に記載した特性が分かる写真や測定データなどが挙げられます。
(質問6) 出願者が対照品種を選定して出願時のデータとして提出する必要があるとしながら、国が改めて対照品種を選定して特性を調査するのは、2度手間ではないか。	・品種登録をするためには、農林水産省が、適切な対照品種を選定して出願品種の特性を特定した上で、区別性などの品種登録の要件を満たすかを判断することとなりますが、適切な対照品種を選定し、出願品種の特性を適切に特定するに当たっては、出願者が育種時に把握した特性も重要な資料となります。そのため、出願品種の特性に関する裏付け資料を提出いただく必要があります。
(2) 選択形質について	
(質問7) 出願時に願書に選択形質を記載するかどうによって、品種登録	・法律上、育成者権侵害に用いることのできる立証手段に特に制限はありません（どのような手段で侵害立証が成功するかは、個々の裁判における判断によ

後の育成者権侵害立証のための手段に影響はあるか。	ります)。 ・ただし、願書に選択形質を記載しなかった場合、品種登録審査において選択形質の調査はされず、品種登録時に記録される特性表にも選択形質が記載されないこととなります。そのため、選択形質による区別性が問題になった場合には、特性表との比較による推定が覆されることが考えられるので、判定制度以外の立証手段を用いる必要があると考えられます。
(質問 8) ・選択形質とはどのようなものをいうのか。 ・必須形質・選択形質は、いつ、どのように公表されるのか。	・選択形質とは、植物の区分ごとに定められている「重要な形質」のうち、品種登録審査において必ず調査しなければならないもの(「必須形質」といいます。)以外のものをいいます。「重要な形質」の中のどれが「選択形質」に当たるかは、告示において定めることとなりますが、品種登録ホームページにおいても、出願に用いる資料の様式として、植物ごとの「必須形質」と「選択形質」の一覧を公表する予定です。
(質問 9) これまで植物種類別審査基準の特性表における記号欄に(*)で掲載されていた形質は、今後どのような扱いになるのか。(*)が必須形質、その他の形質が選択形質ということか。(審査基準による網掛け形質項目のうち(*)がついていない項目の扱いは、今後は出願者の希望無ければ不要か)	・必須形質と選択形質は、現在の植物種類別審査基準の記載とは別に、新たに告示において定めるものです。これまで(*)が記載されていた形質及び網掛け形質は、基本的にはいずれも必須形質となりますが、植物区分ごとに「必須形質」と「選択形質」を整理したものを品種登録ホームページに公表しますので、ご確認ください。
(質問 10) 重要な形質に含まれないものを選択形質として願書に記載することは可能か。選択形質に該当しないとしても、参考として願書に記載することは可能か。	・出願時に「重要な形質」とされていない形質で、出願品種を区別するために役立つと思われる形質については、説明書の「7. 品種審査において参考となり得る追加情報」の欄に記載することができます。なお、当該形質が「重要な形質」に加えるべきものでない場合には、品種登録の可否の判断には利用されません。
(質問 11) 「選択形質」として、ある形質に関する DNA マーカーや遺伝子マーカーを願書に記載すること可能か。	・願書には、審査基準に記載されている方法により調査し評価した結果である特性を記入いただく必要があります。審査基準において DNA 分析等が試験方法とされているものについては、それによる調査結果を記載することができます。
(質問 12) 出願の際に、耐	・選択形質を願書に記載した場合は、記載された選択

病性等の特性や表現型を詳しく書いた場合、その形質の審査手数料を払わないといけないのか。手数料を払いたくないために、記載しないということとは可能なのか。	形質について品種登録審査において調査をすることとなるので、願書に添付した資料による調査が認められない限り、選択形質ごとに定められた審査手数料が必要になります。必須形質についても、対応する審査手数料が必要になります。
(質問 13) 栽培試験により選択形質が調査された場合、その調査結果（測定データ等）は提供してもらえるのか。出願者がこれを使用することは可能か。	・品種登録することとなった場合、審査特性（階級値）を出願者に通知しますが、測定データ等の提供は行いません。
(3) 願書の記載に用いるフォーマット等について	
(質問 14) 出願者が必須形質や選択形質を記載するための特性表は用意してほしい。	・願書（説明書）作成用に、植物種類ごとに必須形質及び選択形質を一覧にしたものを、品種登録ホームページからダウンロード可能とする予定です。
(質問 15) 今回の改正に伴い、重要な形質や審査基準は改正されるか。	・令和4年4月1日からは、これまで重要な形質を定めていた告示が廃止され、新たな告示が適用されます。これにより、一部の植物区分について重要な形質が見直されています。
(4) 出願者提出資料による特別調査形質の調査について	
(質問 16) 特別調査形質については、適切なものと認められる場合には提出された資料に基づき審査し、追加手数料は必要ないとのことだが、具体的に、どのようなレベルのもので、どのような要件が満たされれば適切と判断されるのか。適切な試験実施マニュアル等は公表されるのか。	・具体的な要件については、品種登録出願審査等要領で定めるとともに、品種登録ホームページにおいても公表予定です。また、農研機構種苗管理センターの作成する調査実施マニュアルについても順次公表予定です。
(質問 17) 病害抵抗性について出願者が裏付けとなる資料を出す場合、根拠となる試験は遺伝子による試験やバイオアッセイによるものがあると思われますがその指定はされ	・病害抵抗性等の裏付け資料は、審査基準に定める方法に従って調査されたものである必要があります。農研機構種苗管理センターが順次公表する予定の調査実施マニュアルも参照いただけます。

るのか？	
(質問 18) 特別調査形質に関する資料が適切なものと認められた場合であっても、例えば抵抗性ありとしていた病害について通常の栽培試験の中で罹患したことが発覚するなど、裏付け資料と異なる特性が観察されれば、病害抵抗性についても栽培試験をする必要が生じるのか。特定の環境下で病害抵抗性が打破されたという場合はどうか。	・提出された資料によって病害抵抗性が認められた場合において、他の試験により異なる結果が発現したことにより、当該試験時の環境条件等を考慮した上で栽培試験を実施することが妥当と判断されれば、栽培試験を実施する可能性があります。また、特定の環境条件により異なる結果が発現した場合も同様です。
(5) 特性調査の方法（栽培試験又は現地調査）について	
(質問 19) 栽培試験か現地調査かを出願者が選択することは可能か。	・栽培試験、現地調査のいずれを行うかは、植物の種類（地域性に応じた栽培場所）や、出願者において審査基準に基づく栽培が可能か等を考慮した上で、農林水産省が決定することになります。出願者において審査基準に基づく栽培が可能かどうかは、出願者のほ場や栽培実施体制等について情報をいただいた上で判断することとなります。
(質問 20) 栽培試験と現地調査の両方を行うこともあるのか。	・例えば、ほ場による通常の栽培方法で調査が可能な形質については現地調査で調査することが認められた場合であっても、出願者の準備する施設等では病虫害抵抗性などの特別調査形質を調査できない場合は、特別調査形質については栽培試験で調査することとなります。このような場合には、栽培試験及び現地調査を両方行うこととなります。
(質問 21) 現地調査を農水省が行う場合と農研機構が行う場合で何が違いはあるのか。どちらが行うかを出願者が選択できるのか。	・国又は農研機構のいずれの職員が現地調査に赴くかによって、審査に違いはありません。いずれの職員が調査に赴くかを、出願者が選択することはできません。
(質問 22) 栽培試験を行うことが確実な品目については出願時に任意に種子を提出することで円滑な審査が可能ということだが、栽培試験を行うことが確実な品目とはどのよ	・これまで栽培試験によって審査していた植物については、引き続き出願時に任意に種子を提出いただくことが可能です。ご不明な場合は種苗室審査運営班までお問合せください。

うなものか。一覧表は公表されるのか。公表される場合、いつ頃か。	
(質問 23) 農研機構における栽培試験の実施が困難で、現地調査が行われてきた植物については、令和 4 年 4 月以降も現地調査が認められるのか。	・農研機構における栽培試験の実施体制を拡充していくこととなりますが、これまで栽培試験の実施が困難であった植物については、令和 4 年 4 月以降も当面は現地調査を行うこととなります。
(質問 24) 農研機構で実施される栽培試験について、特性が発現しやすい時期に出願者が栽培状況を見せてもらうことは可能か。	・出願者又は代理人に限り、栽培状況を確認いただくことは可能です。
(質問 25) 栽培試験を行ったが区別性等の判断が困難であった場合に追加手数料を徴収して追加の栽培試験を行うとのことであるが、出願者は栽培試験における測定値や試験結果を教えてもらえるのか。	・栽培試験を行ったが区別性等の判断が困難であった場合には、追加の栽培試験の必要性を判断する際に、当該栽培試験の結果を出願者に提示して意見を求める場合も想定されます。
(質問 26) 現地調査において農水省又は農研機構の職員が現地へ赴く回数は通常 2 回程度とのことだが、年に 2 回ということか、2 年にわたり調査をするということか。	・現地調査では、出願者において 1 生育周期の栽培を行います。その 1 生育期間中に通常 2 回程度、職員が調査に赴くことになります。
(質問 27) 栽培試験又は現地調査の代わりに、海外での審査結果を用いて審査をすることも可能か。その場合の手数料や満たすべき条件はどういったものか。	・各国の審査当局間の審査協力によって、他国で行われた審査結果を用いて日本の品種登録審査を行うことができる場合があります。その結果、栽培試験又は現地調査が不要と判断された場合には、審査手数料は不要となります。出願品種が海外で品種登録されている場合には、願書の所定の欄にその旨を記載してください。
(質問 28) 果樹の場合、今までは現地調査が主体だったが、今後は栽培試験が必須となるのか。(将来的には栽培試験に移行し	・果樹についても、農研機構における栽培試験の実施体制を今後拡充していくことを予定しています。一方で、出願者において審査基準に基づく栽培が可能であると認められれば、現地調査が認められる場合もあり得ます。

ていくということか。)	
(質問 29) 果樹について栽培試験を行う場合、費用の負担が大きくなり、登録までの年数も長くなるが、現地調査の要件を満たすことを願書に記載すれば、現地調査が認められるのか。また、栽培試験による審査をすると通知された後に、現地調査に変更するよう求めることはできないのか。	・現地調査が認められるかどうかは、出願後に審査官等が出願者のほ場や栽培実施体制等に関する情報を聴取したうえで判断することとなります。一度栽培試験を行うと通知した後に、栽培試験を行わずに現地調査への変更を認めることは予定していません。
(質問 30) 果樹について栽培試験を行う場合は、穂木を提出することになるのか。苗木か。対照品種については、農研機構で用意するのか。	・果樹の栽培試験を実施する場合の提出種苗の形態については、種類毎の審査基準に記載されています。なお、対照品種の準備は農研機構種苗管理センターで行いますが、出願者において準備可能であれば準備をお願いすることもあり得ます。
(質問 31) 栽培試験の試験期間が複数年となる果樹等の場合、選択形質に対応する手数料も複数年分必要となるのか。	・選択形質に対応する手数料は、複数年分納付する必要はありません。
(質問 32) キノコについて栽培試験の手数料が 42 万 4000 円と設定されているが、農研機構においてキノコの栽培試験を実施するのか。	・キノコについては、農研機構において栽培試験場を有していないため、これまでどおり現地調査による調査が主となります。もっとも、出願者の施設での調査が困難な場合等も想定されるので、そのような場合には、審査基準に沿った栽培管理ができる公的機関へ栽培を依頼することを想定しており、それを前提に手数料を設定しています。
(6) 審査手数料について	
(質問 33) 審査手数料の導入により、品種登録に必要な費用が上がり負担感が大きい。	・今般、品種登録審査により特定した特性（審査特性）を利用して、育成者権が及ぶ品種であるかどうかを推定する規定を設けたことなども踏まえ、品種登録審査を充実させるために栽培試験及び現地調査の手数を導入したところ。一方で、出願料及び登録料を引き下げています。
(質問 34) 審査手数料について、特許のような減免制度は導入しないのか。	・審査手数料は、栽培試験や現地調査に要する実費を勘案して定めたものです。したがって、減免制度の導入は予定していません。
(質問 35) 現地調査の費用（職員が赴くたびに 4 万	・職員が実際に現地調査のために出願者のほ場に赴くために要した費用の実績を勘案した金額です。

5000 円) の根拠は。	
(質問 36) 現地調査を実施する場所によって、審査手数料は変わるのか。	・現地調査の手数料は、調査に赴く回数ごとに定められているので、実施場所によって変わることはありません。
(質問 37) 審査手数料の納付先、納付期限、納付方法について教えて欲しい。	・栽培試験の手数料の納付方法及び納付先は、農研機構の指定する口座への振込みとなります。 ・現地調査の手数料の納付方法及び納付先は、調査に赴くのが国の職員である場合は収入印紙による農林水産省への納付、調査に赴くのが農研機構の職員である場合には農研機構の指定する口座への振込みとなります。 ・手数料の額、納付方法、納付先及び納付期限は、いずれも手数料通知に記載して出願者にお知らせすることとなります。納付期限は、通常、手数料通知を発送する日から 30 日後の日を指定します。
(質問 38) 出願から、手数料の納付通知が送付されるまでの目安を教えてください。	・手数料の納付通知は、通常、栽培試験又は現地調査の実施通知と同じ頃に発送します。
(質問 39) A、B による共同出願の場合、A のほ場で現地調査を行い、B が手数料の納付を行うといった対応は可能か。	・共同出願人のうちの 1 人のほ場で現地調査を行うことは可能です。共同出願者間でどのように審査手数料を負担するかは、共同出願者の間で決めて構いません。その際の納付方法は、農林水産省が現地調査を行う場合の印紙による納付と、農研機構の職員が現地調査を行う場合の振込みによる納付とで異なりますので、出願の手引きや手数料通知を参照してください。
(7) 登録料について	
(質問 40) 令和 4 年 3 月 31 日以前に登録された品種についても登録料は引き下げられるのか。	・登録料の引下げが適用されるのは、令和 4 年 4 月 1 日以降に出願した品種についてです。令和 4 年 3 月 31 日以前に出願された品種については、登録料の引下げの適用はなく、登録料は従前どおりです。
(質問 41) 登録料の納付は 1 年ごとでいいのか、一括して納付することもできるのか。また、一括して納付した後に、育成者権を放棄する場合、納付済みの登録料は返還されるのか。	・登録料は、数年分を一括して納付することも可能です。納付済みの登録料は、育成者権を放棄した場合でも返還されません。
(質問 42) 新品種の価値は年々下がるものであるが、10 年目以降に登録料	・育成者権者は品種登録によって登録品種を独占して利用する権利を与えられ、品種登録の期間の経過とともに利益を蓄積することが可能となります。登録

が増加してしまうと、育成者権者は利益を上げることが困難になるのではいか。	料は、独占的に利用する権利を得ることに対し一定の負担を求めるという性格を有することから、育成者権者が登録品種の利用を独占する期間が長期化する場合には、登録料を増額することとしています。
(8) 訂正制度について	
(質問 43) 農林水産省への訂正請求はどのように行えばよいのか。郵送でよいのか。	・訂正請求書の農林水産省への提出方法は郵送又は持参になります。
(質問 44) 訂正請求の際に提出する裏付け資料は、出願時に提出する裏付け資料と同じもので良いのか。あるいは、さらに別の側面から主張の妥当性を補強するような資料である必要があるのか。	・訂正請求をする際は、訂正を求める重要な形質について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料を添付する必要があります。出願時に願書に添付した資料も、これに該当します。
(質問 45) 審査特性の通知から 30 日以内に訂正を求めない場合、通知の 30 日後に自動的に品種登録されるのか、あるいは、30 日経過後、所定の手続きを経て品種登録されるのか。また、仮に、期間中に訂正請求をしない旨を連絡すれば、品種登録までの期間は短縮されるのか。	・訂正請求の期限内（審査特性の通知を発送する日から起算して 30 日以内）に訂正請求がされなかった場合、通知した審査特性のまま品種登録されます。その際、出願者において何らかの手続きをとる必要はありません。訂正請求をしない旨の連絡があっても、訂正請求の期限内に品種登録をすることはできません。
(9) 特性表（審査特性）の公表について	
(質問 46) 特性表（審査特性）は品種登録簿に記載される以外の方法では公表されないのか。また、令和 4 年 3 月 31 日以前に登録された登録品種の特性表（審査特性）もインターネットで公表されるのか。	・令和 4 年 4 月 1 日以降に品種登録される登録品種については、審査特性（審査によって特定した特性）が品種登録簿に記載され、また、農林水産省の品種登録ホームページでも公表されます。令和 4 年 3 月以前に登録された登録品種についても、順次、品種登録ホームページで審査特性を公表することを予定しています。
(質問 47) 品種登録簿に記載され、インターネットで公表される特性表（審	・品種登録簿に記載され、農林水産省の品種登録ホームページで公表される「審査特性」とは、登録品種の特性（階級値）のみです。もっとも、品種登録木

査特性) には、当該品種の特性のみ掲載されるのか。比較された対照品種の特性は掲載されないのか。	ームページでは、「審査特性の概要」という項目において、例えば「対照品種〇〇と比較して果粒が大きいこと、(…) 等で区別性が認められる。」など、既存品種と区別される点をいくつか列挙します。
(質問 48) 特性表(審査特性) には階級値のほかに測定データ等も掲載されるのか。出願者が出願時に裏付け資料として提出したデータも特性表(審査特性) と併せて公表されるのか。	・公表される審査特性は、階級値であり、測定値等は公表されません。出願時に添付された資料等も、公表されません。
(質問 49) 品種登録後に選択形質に係る特性が判明した場合、特性表(審査特性) に当該特性を追加されるのか。	・品種登録がされた後に、審査において調査していなかった重要な形質に係る特性が判明した場合であっても、審査特性を追加することはできません。
(10) 判定制度(特性表による推定規定) について	
(質問 50) 特性表(審査特性) との比較による推定とはどういう意味か。(誰が推定をするのか。)	・推定規定により、登録品種の特性表(審査特性) とある品種の特性を比較して、明確に区別されない場合は、登録品種と明確に区別されない品種である、つまり育成者権が及ぶ品種であると推定されます。そのため、例えば民事訴訟においては、育成者権者が、侵害疑義品種が登録品種の審査特性と明確に区別されないことを立証できた場合、被疑侵害者が(例えば比較栽培などにより) 侵害疑義品種が登録品種と特性により区別されると積極的に立証できない限り、侵害疑義品種は育成者権の及ぶ品種であると認められることになります。
(質問 51) これまで、作物種によっては、重要な形質が改正されることがあったが、そういった作物種ではどのように特性表(審査特性) との比較を行うのか。比較可能な特性のみで比較、推定を行うのか。	・ある品種が登録品種の審査特性と明確に区別されない品種であるかどうかの比較をするに当たっては、品種登録時に審査によって特定された特性(審査特性) について、比較を行うことになります。したがって、品種登録時に「重要な形質」となっていなかった形質や、品種登録審査において調査されなかった重要な形質に係る特性は、「審査特性」には含まれません。
(質問 52) 特性表(審査特性) のみで比較した場合、栽培環境によって正しい特性が表れておらず、侵	・侵害疑義品種の特性と登録品種の審査特性を比較するに当たって、特に栽培環境の違いによる影響を受けやすい量的形質については、品種登録審査時と同様に標準品種を物差しとして用いて階級値を定め

害立証を正しく出来るか不安を感じる。特性表との比較であっても時間をかけて正しい判断をできるような仕組みはあるのか。	ることなどによって、品種登録審査時と侵害疑義品種の栽培時の環境の影響等を考慮する必要があると考えられます。なお、審査特性との比較により育成者権の及ぶ品種であると推定されたとしても、植物体同士の比較栽培等によって推定を覆すことが可能です。
(質問 53) 特性表（審査特性）による推定規定は、登録品種の取消しの場面でも適用されるのか。例えば、登録品種 A との類似を疑われた一般品種 B について、A と審査特性により明確に区別されず、かつ A の出願以前から栽培されていたことが証明された場合、A が登録を取り消されることがあり得るか。	・品種 B が、登録品種 A の審査特性により明確に区別されない品種である場合、品種 B は登録品種 A と特性により明確に区別されない品種であると推定されます。もっとも、そのようなことが明らかになった場合にすぐに登録の取消しをすることにはならず、品種 B が品種登録出願時の公知品種であったか、比較栽培をして区別性が認められるかどうか等を考慮して、品種登録の要件を欠いていたかどうかを判断することになると考えられます。
(質問 54) 推定規定を利用して侵害かどうか判別するよりも DNA を使えば簡単に判別できるのではないか。	・審査特性との比較をすることが、侵害立証のために必ず必要ということではありません。侵害の事実を判断するための証拠として、裁判や税関において、既に妥当性が確認されている DNA 分析技術が利用されることはあります。
(質問 55) 登録品種の特性表（審査特性）と侵害疑義品種で差が見られないが、DNA で一部差があるという場合、推定はされるのか。	・今回の推定規定の導入に関わらず、種苗法上、ある品種に育成者権が及ぶかどうかは、植物毎に定められた「重要な形質」に係る特性により区別されるかどうかという点から判断されることとなっています。DNA の一部に差異があったとしても、当該差異が重要な形質に影響するものであるとは限らないため、登録品種の特性により明確に区別されない場合には、DNA の一部に差異があったとしても育成者権が及ぶこととなります。これは、今回の改正で導入された推定規定の下で登録品種の特性表（審査特性）との比較をする場合も同様です。 ・もっとも、DNA の差異が特性表（審査特性）に記載されていない選択形質（病害抵抗性）等に影響するものであって、当該選択形質等に係る特性により登録品種と明確に区別できる場合など、DNA 分析の結果によって推定が覆されるケースも想定されます。
(11) 判定制度について	

(質問 56) 判定制度を利用する場合、侵害疑義品種（判定対象品種）の特性値を得るため、植物体の収集が必要になるとのことだが、判定請求者（育成者権者）が自ら発見し収集した侵害疑品種のサンプルによる判定も認められるのか。品種保護 G メン等への寄託は不要か。	・判定請求者が自ら入手した判定対象品種の植物体によって判定を行うことも可能です。もっとも、第三者の立会いの下で判定対象品種を収集することで、判定結果を訴訟等で活用する場合の証拠能力の向上が期待されるため、必要に応じて種苗管理センター（品種保護 G メン）が有料で実施する侵害状況記録や寄託を利用することが考えられます。
(質問 57) 令和 4 年 3 月 31 日以前に出願された登録品種についても、判定の請求をすることはできるか。	・令和 4 年 3 月 31 日以前に出願された登録品種についても、ある品種がその登録品種の審査特性と区別されない品種であるかどうかの判定を求めることができます。
(質問 58) 仮保護期間の品種について判定の請求をすることはできるか。	・判定においては、ある品種が仮保護期間の品種の審査特性と区別されない品種であるかどうかの判定を求めることはできません。
(質問 59) 侵害疑義品種が品種登録出願されず、勝手に栽培・販売されている場合には、判定制度は利用できるか。	・侵害疑義品種が品種登録出願されていない場合にも、侵害疑義品種が登録品種の審査特性により区別されない品種であるかどうか判定を求めることができます。
(質問 60) 判定制度で栽培試験あるいは現地調査が必要と判断された場合、請求を取り下げることが可能か。	・農林水産省が判定の結果通知書を送付する前であれば、判定請求を取り下げることが可能です。判定制度の利用を検討する際には、判定の手引きを参照いただき、判定の手引き記載の窓口にご相談ください。
(12) その他	
(質問 61) 審査の充実により、特性表（審査特性）の質の向上のみならず、海外での品種登録における審査結果の活用・品種登録の迅速化も期待されるとのことだが、日本の特性表は海外のどの国にも通用するものなのか。 ・日本の審査結果を使用して海外で登録された実績はあるのか。また、今後	・令和 4 年 2 月現在、オーストラリア、EU、ブラジルなど 15 か国・地域の審査当局との間で、日本の品種登録審査結果の提供に係る覚書を締結しており、審査結果の相互利用を促進しています。また、覚書を締結していない国であっても、日本の輸出戦略上重要な品目については積極的に審査結果を提供しています。令和 3 年には 7 か国に対し計 19 件の審査結果を提供したところです。

増えていくのか。	
(質問 62) 海外持出制限がされた品種の青果物が輸入された場合、即、輸入禁止措置等をとれるのでしょうか。	・育成者権者が、関税法に基づき、税関長に対し、侵害品の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる必要があります。 (参考) - 差止申立制度等の概要 (税関ホームページ) https://www.customs.go.jp/mizugawa/chiteki/pages/b_001.htm
(質問 63) 種苗の利用条件 (海外持出制限、国内栽培地域の制限) については、購入時の表示を確認する以外には個別に育成者権者に問い合わせるしかないか。	・農林水産省品種登録ホームページの品種登録データ検索でも確認できます。 ○品種登録ホームページ (http://www.hinshu2.maff.go.jp/) ・また、流通名で品種検索が可能な流通品種データベースでも確認できます。 ○流通品種データベース (https://hinshu-data.jataff.or.jp/)